

日本で同じ手法よみがえるか

この2、3年、ヒトラーやナチズムの研究書の刊行が相次いでいる。日本人研究者の書はまだ少ないが、欧米の研究者、作家、ジャーナリストの翻訳書が次々と刊行されている。

ヒトラーをどうとらえるべきか、なぜヒトラーのような指導者が生まれたのか、20世紀を振り返ったときに、このような指導者が存在したことは、確かに合点がゆかぬ。

20世紀の文明や価値観のどこがゆがんでいたのか、との問いはそれほど深刻だと言ってもいいのである。人類は二度とヒトラーのような指導者に支配される時代はありえない、と断言できるのかといった不安な心理がこうした書には共通しているように思う。

欧米のヒトラー研究書は、今ではヒトラーの時代を知らない世代によって書かれている。ドイツナチズムの研究で世界的に著名なイアン・カーショウ（イギリス）は、ヒトラーに関する書をこれまでも何冊か刊行している。日本では「ヒトラー 権力の本質」（白水社）「ヒトラー神話 第三帝国の虚像と実像」（刀水書房）などが翻訳されている。カーショウは1943年生まれで、自らの父の世代の歴史の実像を丹念に次代に語り継ごうとの姿勢が明確である。

このカーショウの近刊「ヒトラー（上） 1889 - 1936 傲慢」（白水社）は、本国ですでに98年に刊行されていたが、日本でもやっとこの大部の著書に触れることができるようになった。カーショウは本文の最初に「二〇世紀はヒトラーの世紀だったのだろうか」と書き、ヒトラー独裁に表れているのは、「国家による前例をみないほどの抑圧と暴力、大衆の統制と動員のための比類なきメディア操作、国際関係における前代未聞のシニシズム」などのほか、「人種の優越性を標ぼうするイデオロギーの強力な破壊力」などいくつもあるとする。

ヒトラー独裁は、近代文明の挫折だったというカーショウの指摘は貴重である。

ナチズム研究書の一角に位置するであろう近刊の翻訳書に「ナチスの楽園」（新潮社）がある。元ヒトラーの親衛隊員たちが、戦後はアメリカ社会に巧みに入り込んでいる現実を克明にレポートした書である。著者のエリック・リヒトブラウは、65年生まれのジャーナリストで、第二次世界大戦後のアメリカ人は元ナチスに対して無関心であったといい、そのことの危険性を説いている。

相次ぐヒトラー関連の研究書に目を通して、ヒトラーのような指導者は近代が抱えている病根に付着している“社会菌”の類いであり、常に活動の機をうかがっていることがわかる。ヒトラー自身、100年後には私のような人物が出るであろうと叫んだと言われているが、その不安を克服しなければとの危機意識が欧米にはあるといってもいい。反して日本では、この危機意識が極めて希薄である。

日本人の筆によるヒトラー研究書は昨年に刊行された石田勇治著「ヒトラーとナチ・ドイツ」（講談社現代新書）が秀逸である。57年生まれでドイツ留学の経験を生かしたヒトラー論は、欧米の研究者の視点と重なっていて、日本社会もまたヒトラー研究に取り組む必要を感じさせる。

なぜ日本は、ヒトラーやナチズムの検証に鈍感だったのだろうか。第二次世界大戦では、そのドイツと強固な枢軸体制を結んでいたためであろう。ナチスの残忍さが報道されなかったことも理由に挙げられる。

2013年夏に、麻生太郎財務相が「ドイツでは、憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わってナチス憲法に変わっていたんですよ。あの手口、学んだらどうかね」と史実をゆがめて放言したことがある。ナチス政権に無制限の立法権を委ねる全権委任法を与えることになったとの正確な史実が、新聞などで改めて紹介された。

しかし麻生放言は、実は重要なことを示していたのではないかと、のちに作家の半藤一利氏は指摘している。つまり現政権のブレーンは、憲法改正を行わずして憲法を骨抜きにするのにヒトラー的手法を示唆しているのではないかと懸念である。安政法制の進め方にその傾向がうかがえるというのである。

前述の石田書は、ヒトラーが手に入れた全権委任法について、「立法権が政府に託され（略）首相は国会審議を経ずにすべての法律（予算案を含む）を制定できる」ことになったとする。しかも政府には憲法違反

の法律を制定する権限まで与えられて、憲法など現実に必要でなくなるというのだ。

ヒトラーのこの手法が、まさか現在の日本で通用しまいと思いつつ、ヒトラーやナチズムの手法への批判が甘い日本社会に一抹の不安を覚えてくるのである。